	第二十八号	第二十七号第四改訂版	第百十六号	第百三十号	第六号改訂版	第五十号	第三十七号第三改訂版	第九十九号	第百二十八号	第四十八号第五改訂版 第四十八号第六改訂版	第四十六号第四改訂版	第八十一号	第四十六号第四改訂版	第八十一号	第三十九号改訂版
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十八号の警音器															
第二条第四十号の停止表示器材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の二の光源	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十二号の後写鏡等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考

○印は、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる種類の装置について、この表の各項に掲げる国が装置型式指定規則第五条第一項の国土交通大臣が告示で定める国であることを示す。

附　則

この告示は、平成二十八年六月十八日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十九号

道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）別表第一備考第一号イ及び第二号（これらの規定を第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第一号イ及び第二号の規定に基づき、道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

「	
第八十五号	第五十七号
	道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
」を	
「	
第八十五号	第五十七号
	道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百二十三号	
	道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
」に	

改める。

附　則

この告示は、平成二十八年六月十八日から施行する。